

□ 地区担当理事 □

法人組織改革により、現在は、身分は特別民法法人である。前執行部は「公益認定申請」を目指すとしているが、確かに、現況では「公益認定」は取得可能と考える。しかし、公益認定を受けた後の公益法人としての組織維持が問題となろう。現行の法律では、維持と解散の選択肢しか与えられていない。そのため、公益申請を視野に入れた執行体制を組むが、その間に会員の総意としてのまとめが重要である。

現在、当会は全国を 8 ブロックに分け、夫々〇〇地区会と称している。あるいは、独自に〇〇検査技師会としている。

更に、従前より、「支部化」云々という論議がなされてきたが、日臨技としての組織上は支部であることは明白な事実であり、「地区会」というのは「呼称」にすぎない。あえて言うならば「〇〇地区」である。そのひとつには地区学会をみても頷ける。明確に地区学会としているのは関東甲信地区だけに過ぎない。その意識から脱却しなければならない。

平成 18 年度の総会に「今後は支部としての位置づけを明確にし…」と報告されていることを実践しなければならない。

今後は、地区担当理事を軸とした“地区(支部)”としての活動を活性化させる。

今年度の地区担当理事は、渉外担当理事を「地区担当統括理事」とし、その基に以下の地区担当理事を配置する。

地区担当統括理事：田中久晴
北海道地区：東 恭悟
東北地区：伊藤茂雄
関東甲信地区：直井芳文
中部地区：小林圭二
近畿地区：森嶋祥之
中国地区：岡本由美
四国地区：野村 努
九州地区：丸田秀夫

くなお、JAMT4 号に掲載の野村努理事の氏名に誤字がありました。訂正してお詫びします。>

その業務としては、当会執行部と地区間調整にはじまり、地区学会・公益事業等の地区開催事業統括責任者、各種調査の取り纏めなどである。

従前より「地区連絡協議会」として、地区内都道府県会長を主体とした連絡会議がもたれていた。この会議の構成員として「当該地区に所属する執行部理事」も加わっている。地区からの要請により、会長をはじめ、執行部から出席することもある。しかし、これら会議における発言内容が独り歩きする傾向にあり、全会員の意思統一を図るうえからは最良の策とは言えない。したがって、この連絡協議会の在り方を抜本的に検討し、支部としての地区をまとめるのが地区担当理事の最大の業務となる。

今年度から次年度にかけて、新定款の作成に伴う理事定数ならびに選出方法の認知、会費の自動振り込みに伴う都道府県技師会との会員管理の異動などの調整等、地区担当理事を中心とした組織としての見直し、今後の組織のありようとして肝心なことである。【高田欽也】

□ 渉外法制部 □

6 年ぶりに 5 つの部局体制が盛り込まれ「渉外法制部」が復活した。

これは、会長の構想にあるように、抜本的技師法改正運動への取り組みの強化を強く反映するものとなっている。

1 つは身分法の確立、2 つ目は医行為と医療行為の明確な区分を目指して、運動を展開することになる。

渉外法制部の概略は、4 つの担当が置かれている。

- ① 法制度対策 (含技師法)
- ② 渉外 (含地区対策、国際)
- ③ 診療報酬対策
- ④ 女性技師対策

をそれぞれの担当理事が機能機関として活動する。

渉外法制部の筆頭担当理事として才藤純一が受け持ち、法制対策 (含技師法) は川雅寛と佐野道孝、渉外 (含地区対策<地区担当統括理事>、国際) は田中久晴、診療報酬対策は赤石清美、女性技師対策は椋山広美の各理事が担当する。

1. 法制 (含技師法)

委員会として外部委員を入れた技師制度対策委員会を設ける。今後、原点に戻り今まで法改正要望事項として出された事柄を検証しながら、抜本的な身分法に関わる取り組みや、政令から省令に規定された生理検査 16 項目を、医療提供体制の変化や進歩に応じた見直し案を、厚労省内の検討事項として医師会等関連団体と協議を行い、速やかに業務ができる包括的な要求事項を提示する。

また、医療行為と医行為の明確なすみ分けを目標とする「ガイドライン」を当会独自に策定し、このガイドラインを基に、コメディカルをリードするべく医療関連職種との調整を図る。

2. 渉外 (含地区対策)

公益社団法人取得の対策として、新公益法人法の厳格な規制がある中で組織体制は抜本的な改正を余儀なくされている。地区技師会の支部としての認識、会費支払いや会員証のカード化、また、学会の在り方に関する諸問題が山積しているが、全て地区の理解と協力なしではなし得ない。このような状況で地区担当理事の果たし得る責務は大きなものとなる。

渉外部の田中理事が地区担当統括理事として、渉外関連の地区対策として地区担当理事連絡会が設けられた。

公益社団法人取得の目的のためには不退職の決意を持って行わなければならない

い。地区担当理事と協力し合い目的を達成していきたい。

渉外は臨床検査関連団体との調和、協同事業などや、IFBLS や AAMLS などの国際的な交流や、特に韓国技師会との二国間でのアジア対策等を検討する意味でも、もっとも重要な位置を占めてくる。

今年度は国際部を設置せず、各国検査技師会としての交流になる。国際交流としての位置づけが組織の発展となるという考えもあるが、会員のための機能団体としての性格をより鮮明にした考えである。

3. 診療報酬対策

今回の診療報酬改定においては政権交代もあり、全体的にはマイナスを転じてプラス改定になった。

“検体管理加算Ⅳ”の新設により、臨床検査が認められたことは評価でき、まあまあの改定にはなっているが、ごく一部の限られた大施設有利の傾向もあり、詳細な検証を行う必要がある。その検証を早急に行い、次期改定に向けた取り組みを強化し、今後の要望に結びつける。

委員会として外部委員を含む診療報酬対策委員会が設けられた。この委員会を活性化しながら、2 年後に向けた対策を講じていく。

4. 女性技師

女性技師対策として、「女性部会」から引き続き「女性技師将来委員会」として外部委員を含めた形で設置された。

これは、平成 17 年に女性部会が設置されて以来 2 回にわたって提言書が提出され、また今年度 3 回目の「日本臨床衛生検査技師会の諸運営に関する提言書」として提出された。

この提言書は今後、最終的には女性技師が 8 割を占める組織運営に大きく関与してくる事から、平成 15 年に提出されている「第 3 次マスタープラン策定委員会答申」を合わせて、検証プロジェクトにより検証作業を行い、日臨技のマスタープランに反映させることとする。

以上、概略について述べたが、今後、渉外法制部として毎月部会議を開催し 4 部局の問題点やそれぞれの対策を検討しながら最重要課題から優先させ事業を展開する。【才藤純一】

□ 教育研修部 □

教育研修部事業所管とその役割、および方針について示す。

従来の学術事業部 (学会・認定を除く) と情報調査部 (広報・システム構築を除く) が担当していた業務を踏襲し、新たな組織として教育研修部が誕生した。

この部の担当理事は米坂知昭が筆頭担当理事として、町田幸雄・小郷正則・谷口薫・百田浩志・玉置達紀の計 6 名で構成し事業を進める。

会長の構想として、主要課題に教育問